

村税の概要及び納税方法について

村税の概要

(1) 村税の種類

村税の種類	税の概要	担当課
村民税(個人)	毎年1月1日現在、宜野座村の住民である方の前年の1月から12月の所得に対して課せられる税金。 「村・県民税」として県民税も同時に課税されます。	村民生活課
村民税(法人)	宜野座村に事務所又は事業所を有する法人や社団等に課せられる税金。	
軽自動車税	毎年4月1日現在の軽自動車税、自動二輪、原動機付自転車等の所有者に課せられる税金。排気量や年式等により税額が異なります。	
村たばこ税	卸売販売業者等が宜野座村の小売店に販売したたばこに課せられる税金。	
固定資産税	毎年1月1日現在の固定資産税(土地・家屋・償却)の所有者に対して、固定資産の評価額に応じて課せられる税金。	
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対して、所得や資産に応じて課せられる税金。加入者が疾病、負傷、出産した際の保険給付に充てられます。	健康福祉課

(2) 村税の納期一覧表

税の種類/月数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税		全期										
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
村県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
村県民税 (特別徴収)	6月から翌年5月まで											
国民健康 保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※ 納期限が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

※ 督促状は納期限の翌日から20日以内に発送します。

※ 高い延滞金がかからないよう、納期内納付をお願いします。

※ やむを得ない事情等がある方は、村民生活課または健康福祉課までお早めにご相談ください。

延滞金および督促手数料

納期限までに村税を納めないと、以下のような余分の負担がかかります。

(1) 延滞金の割合

①納期限の翌日から1か月以内

本則の割合 7.3%

延滞金の特例 平成26年(2014)1月1日以降 ⇒ 「特例基準割合+1%」と本則のいずれか低い方

②納期限の翌日から1か月を経過した日以降

本則の割合 14.6%

延滞金の特例 平成26年(2014)1月1日以降 ⇒ 「特例基準割合+7.3%」と本則のいずれか低い方

※特例基準割合

国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均割合に年1%を加算した割合

*各年で割合に変動があります。

(2) 督促料・・・督促状1件につき100円

村税を納める場所

(1) 宜野座村役場

(2) 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農協・沖縄県内ゆうちょ銀行 本店及び各支店

(3) 県内及び県外のコンビニエンスストア

(4) スマートフォンアプリ(R2.10.19現在) PayPay、Line pay、OKIpay、ゆうちょ Pay、はま Pay

(5) クレジットカード納付(村県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)のみ)

(6) Pay-easy(ペイジー)(村県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)のみ)

【コンビニエンスストア等での取り扱いについて】

・納期限を過ぎると取扱いができませんのでご注意ください。

・納付額30万円以下に限ります。

・バーコードが読み取れない場合、印字のない場合または金額を訂正した場合には、申し訳ありませんが(1)及び(2)にてお支払いください。

滞納処分

村税を納期限内に納めずに未納及び滞納のままですと、財産(不動産・預貯金・給与・自動車など)を差し押さえたり、さらにその財産を公売、取り立てするなどの滞納処分を行うことになります。

村税の口座振替

村税の納付について、便利な口座振替をご利用ください。納め忘れ、納税のためのわずらわしさや手間が省けます。

口座引き落とし日は、各税納期月の20日です。(土日祝祭日にあたる場合はその次の平日)